

知的財産に関する方針

基本方針

- ハードウェアの扱い（京開発時と同じ）
 - ・単独発明：知財は理研／開発メーカーに単独に帰属。
 - ・共同発明：知財は理研と開発メーカーの共有。権利持分、維持管理、手続き等は両者協議。
- システムソフトウェアの扱い
 - ・日米科学技術協定に基づく実施取極めを踏まえつつ、基本オープンソース化。
 - ・国際連携及びコンソーシアムとの連携の下、ソフトウェアの普及展開に努める。

理研内の体制

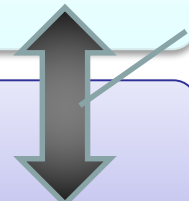
理化学研究所

社会知創成事業

連携推進部（技術移転企画課、知財創出・活用課）
実用化コーディネーター、パテントリエゾン等
イノベーション推進センター（事業展開室）

計算科学研究機構

運用技術部門他
研究部門
エクサスケール・コンピューティング開発プロジェクト



- ・強い知財の確保
- ・知財のパッケージ化の推進
- ・ライセンス活動の展開
- ・共同研究拡大活動の有機的連携等